

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）に
おける捕獲確認マニュアルの改訂について

6 農振第 2971 号
令和 7 年 4 月 1 日
農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）における捕獲確認マニュアル（以下「本マニュアル」という。）に基づき適切に実施するよう指導してきたところです。

こうした中、本年、捕獲従事者が証拠写真を偽装した報告書を提出するなどして不正に本交付金を受給する事案が明らかになるなど、適切に捕獲確認が行われていない事態が散見されることから、今般、本マニュアルについて別添のとおり改訂しました。

つきましては、改正内容について御了知のうえ、実効性のある確認方法となるよう徹底願います。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等 における捕獲確認マニュアル

令和 7 年 4 月

農林水産省 農村振興局

農村政策部 鳥獣対策・農村環境課

○目次

1. 趣旨
2. 本マニュアルの位置付け
3. 捕獲確認方法
 - (1) 基本事項
 - ①捕獲確認方法
 - ②確認者となり得る者
 - (2) 現地確認
 - (3) 搬入確認
 - (4) 書類確認
 - ①証拠写真の撮り方
 - ②証拠物
 - ③証拠写真及び証拠物等の確認
 - ④チェック体制
 - (5) 確認書
4. 都道府県等における相談窓口の設置と疑義情報に基づく事業執行調査の実施
 - (1) 都道府県等における相談窓口の設置
 - (2) 疑義情報に基づく対応（市町村）
 - (3) 疑義情報に基づく事業執行調査の実施（都道府県）
5. 留意事項

○付録

- ・ 証拠書類の正しい作成方法（捕獲従事者用）
- ・ 捕獲確認の正しい実施方法（確認者用）

1. 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金において頭数払により捕獲活動を支援する鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等（以下、「本事業」という。）は、捕獲個体の確認方法として、地方自治体の担当者が捕獲現場に直接赴き、捕獲した鳥獣を現地で確認することを基本としつつ、その鳥獣が本事業の支援対象であると確実に確認できる方法を、地域の実情に応じて事業実施主体等が適切に定めるものとしていたところである。

こうした中、平成 28 年度に、1 頭の捕獲個体に対し角度を変えて証拠写真を複数枚撮影し、複数の個体を捕獲したものとして偽装していた事案を始め、証拠書類を偽装して虚偽の申請を行っていた事案が発生した。

こうした事案の発生を受け、農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）を改正し、証拠物としての捕獲個体の部位を、「尾」に統一するとともに、本マニュアルを改訂（令和元年 8 月 9 日）し、虚偽申請等の未然防止の強化を図ってきたところである。

しかしながら、今般、証拠写真を偽装した報告書を提出するなどして、本交付金を不正受給する事案が発生した。これは、捕獲従事者から提出された証拠書類等の確認体制が不十分であったこと、本マニュアルに示していた虚偽申請の更なる未然防止対策が任意の取組のため、実践されていなかったことが要因と考えられる。

このため、虚偽申請等による不正受給の未然防止の徹底を図るため、本マニュアルを改訂するものである。

2. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、事業実施主体が本事業を適切に実施する上で参考となるよう作成したものであり、事業実施主体は、実施要領を遵守した上で、本マニュアルを踏まえ効率的かつ確実な捕獲確認を行うものとする。なお、都道府県においては、事業実施主体が捕獲確認を行うにあたり、捕獲個体へのマーキング方法や写真撮影の方法等について、都道府県内で統一を図るものとする。

3. 捕獲確認方法

（1）基本事項

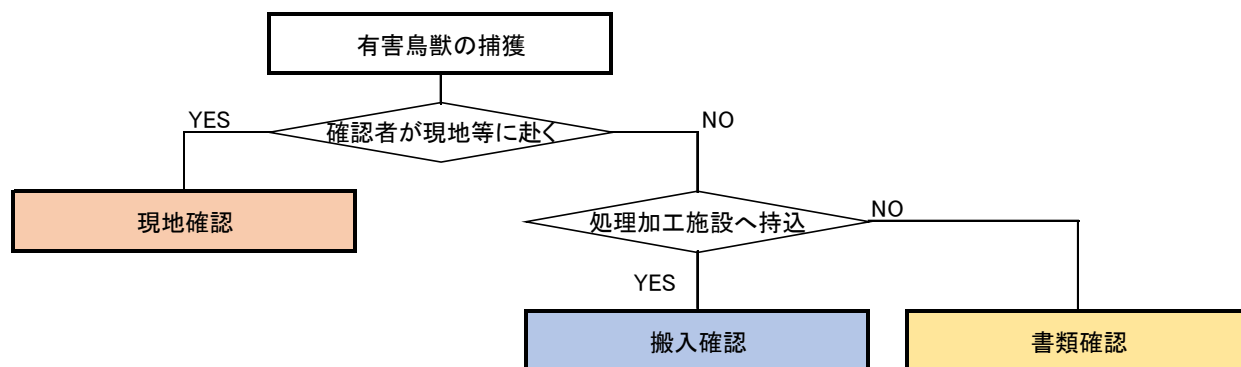
①捕獲確認方法

本事業における捕獲確認方法は、直接的に捕獲個体を確認する現地確認又は搬入確認を基本とし、これができない場合は書類確認とする。

- a. 現地確認
- b. 搬入確認
- c. 書類確認

なお、有害鳥獣の捕獲場所等の情報を I C T（情報通信システム）により収集・蓄積し、有害鳥獣の効果的・効率的な捕獲の実現を図る観点から、捕獲確認の証拠写真の撮影にあたっては、G P S 機能付きカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めるものとする。

【捕獲確認方法フロー図】



②確認者となり得る者

現地確認、搬入確認及び書類確認の確認者として認められるのは、以下の者とする。

- a. 市町村又は都道府県職員（非常勤職員を含む）
- b. 市町村長が認めた処理加工施設の職員（搬入確認に限る）

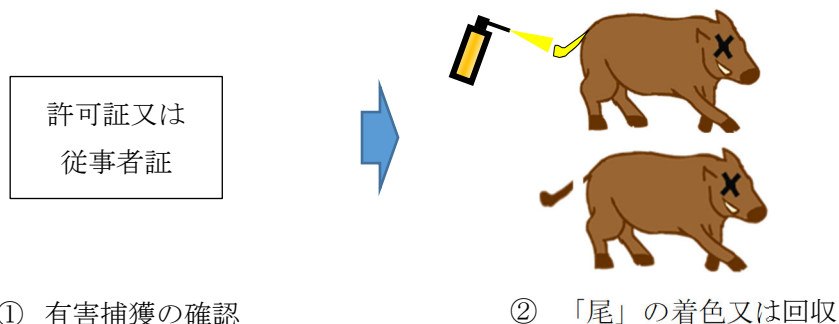
なお、確認者が自ら有害鳥獣の捕獲を実施した場合は、必ず別の確認者が捕獲確認を行う。

（２）現地確認

確認者が捕獲現場等に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する。

確認者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 7 項の許可証（以下、「許可証」という。）又は第 8 項の従事者証（以下、「従事者証」という。）」により有害捕獲であることの確認を行うとともに、捕獲個体等の流用を防止するため、スプレー等（油性）で捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」（鳥類にあっては「両脚」）を回収するかのいずれかを行う。

【現地確認における捕獲確認】

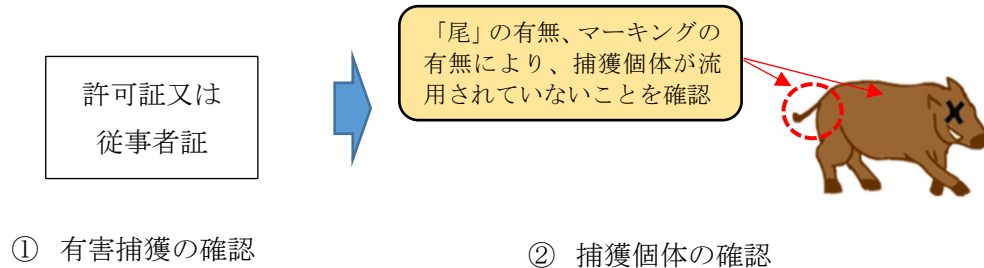


（３）搬入確認

捕獲従事者が処理加工施設（食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。））へ搬入した捕獲個体を、確認者が処理加工施設で実際に確認する。

確認者は、許可証又は従事者証により有害捕獲であることの確認を行うとともに、「尾」の有無やマーキングの有無により、捕獲個体が流用されていないことを確認する。

【搬入確認における捕獲確認】



(4) 書類確認

書類確認は、上記(2)、(3)のように捕獲個体を直接確認できないことから、確認者は、証拠写真及び証拠物等により捕獲個体が本事業の補助対象であることを確実に確認する。確認対象となる証拠書類を電磁的記録方法（専用アプリを含む。）により作成、整備及び保管が可能な場合は、電磁的記録によることができる。

① 証拠写真の撮り方（以下の写真イメージ参照）

a. 捕獲個体へのマーキング

捕獲従事者は、捕獲個体にスプレー等（油性）でマーキングする。マーキングする内容は捕獲日や捕獲頭数等、捕獲個体の識別が可能となるよう事業実施主体で統一する。

b. 捕獲個体の向き

原則として、撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側（右横腹が写るように）にくる状態とする。

c. 証拠写真の撮り方

証拠写真は、捕獲現場において撮影することが望ましいが、捕獲従事者の安全確保又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外での撮影を可とする。証拠写真は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日及びマーキング内容が確認できるよう撮影し、撮影方法は事業実施主体で統一する。

d. 虚偽申請の更なる未然防止対策

証拠写真については上記によるほか、虚偽申請の更なる未然防止の取組を実施するものとする。その際、以下に示す実効性の高い手法のうちいずれかの方法又はこれと同等以上の取組を1つ以上行うものとする。

- i) 捕獲個体にマーキングし撮影した写真に加え、証拠物を回収のため切断した後の写真を提出する（切断した証拠物も捕獲個体とともに写すこと）。
- ii) 捕獲個体にマーキングし撮影した写真に加え、最初のマーキング部分に更に横線等をマーキングした状態の写真を提出する。
- iii) マーキングに際し、成獣であって記載スペースがある場合には、捕獲日や

捕獲頭数等のほか、捕獲従事者の識別番号、定期的に変更する事項（事業実施主体が3か月に1回変更し指定する文字等）等を追記する。

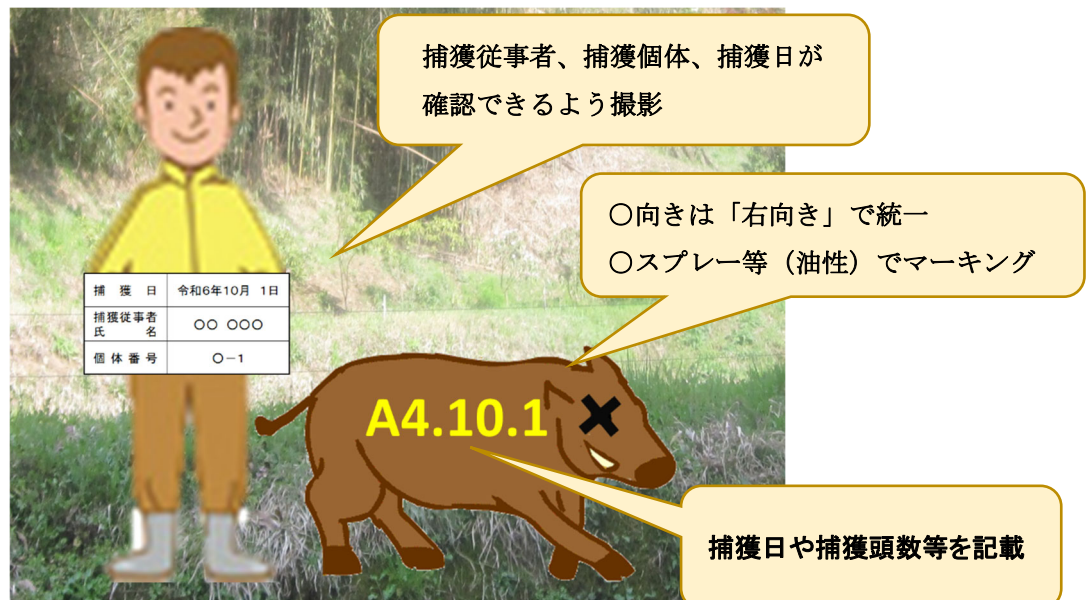
- iv) 捕獲個体にマーキングし撮影した写真に加え、埋設中の状況写真（マーキングが写るように撮影）や、撮影場所の背景などが写るように角度を変えて撮影した写真など、複数枚の写真を追加し提出する。

② 証拠物

- 獣類にあつては、原則として「尾」とする。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。
- 鳥類にあつては、原則として「両脚」とする。
- 市町村に提出された証拠物は、市町村が回収し確実に処分を行う。

【写真のイメージ】

複数名で捕獲した場合



1名で捕獲した場合



ホワイトボード・黒板・紙等を省略できる場合



（中型獣類、幼獣、鳥類の場合）



【標示板記載例（ホワイトボード・黒板・紙等）】

捕 獲 日	令和6年10月 1日
捕獲従事者氏名	〇〇 〇〇〇
個 体 番 号	〇-1

【虚偽申請の更なる未然防止対策】

i) 証拠物を回収のため切断した後の写真も撮影
(切断した証拠物も捕獲個体とともに写すこと)



一度撮影した後、証拠物を回収した後の状態でも撮影（証拠物も一緒に撮影）

ii) 最初のマーキング部分に更に横線等をマーキングした状態の写真も撮影



一度撮影した後、最初のマーキングの上から更にマーキングした状態でも撮影

iii) 捕獲日や捕獲頭数等のほか、捕獲従事者の識別番号、定期的に変更する事項等を追記



記載スペースがある場合、捕獲従事者の識別番号、事業実施主体が指定する文字等を追記

iv) 埋設中の状況（マーキングが写るように撮影）や、背景などが写るように角度を変えた写真も撮影



一度撮影した後、埋設中の状況も撮影（マーキングが写るように撮影）



背景などが写るように角度を変えた状態でも撮影

③ 証拠写真及び証拠物等の確認

確認者による証拠写真及び証拠物等の確認は、市町村の事務作業等を考慮し、事業実施主体が適切な期間を設定する。ただし、効率的な確認事務及び狩猟期の証拠物の混入防止等の観点から、少なくとも1か月に1回程度は確認するよう努めるものとする。

④ チェック体制

- a. 捕獲従事者から提出された証拠写真及び証拠物等の確認は、複数名（2名以上）の確認者で行う。なお、やむを得ず1名での確認となった場合、決裁等により複数名での確認を行う。
- b. 事業実施主体においては、捕獲従事者から証拠写真等の提出があった際に、確認書及び証拠写真が本マニュアルに準拠した方法（更なる未然防止対策を含む。）で作成されているか確認を行い、不備があった場合は、捕獲従事者に対し、必要な確認を求め、改善に向けた指導を行う。なお、捕獲現場において抜き打ちでの立会いを実施することも有効なため、実施を検討すること。
- c. 都道府県においては、事業実施主体から実績報告書の提出があった際に、確認書及び証拠写真が本マニュアルに準拠した方法（更なる未然防止対策を含む。）で作成されているか、県内で統一している確認方法で行われているか等について、毎年度、対象事業実施主体の中から抽出して証拠書類等について確認を行い、不備があった場合は、当該事業実施主体に対し、必要な確認を行い、改善に向けた指導を行う。

（５）確認書

捕獲活動経費の交付を受けるための証拠書類として、別紙に示す様式を参考に「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における有害鳥獣捕獲確認書」を作成する。

4. 都道府県等における相談窓口の設置と疑義情報に基づく事業執行調査の実施

（１）都道府県等における相談窓口の設置

都道府県及び各地方農政局は、本事業の効率的かつ効果的な推進が図られるよう、事業実施主体等と密接に連携するとともに、事業実施主体等からの問合せに対応できるよう相談窓口を設置する等必要な助言及び指導を行う。

（２）疑義情報に基づく対応（市町村）

市町村は、本事業に関する疑義情報を得た場合、速やかに都道府県に報告するとともに、必要に応じ対応について指導を仰ぐものとする。

（３）疑義情報に基づく事業執行調査の実施（都道府県）

都道府県は、本事業に関する疑義情報を得た場合、速やかに各地方農政局（北海道においては、農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室をいう。以下同じ。）に報告するとともに、事業実施主体等に対する事業執行調査を実施する。その調査結果については、各地方農政局に報告する。

各地方農政局は、虚偽申請等による補助金の不適切な受給と認められた場合、当該事業実施主体等に対し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和 30 年法律第 179 号)」第 17 条に基づく交付決定の取消しや故意の不正行為を行った者に対しては同法第 29 条の罰則（5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰則に処し、又は併科する。）の適用を検討する。

5. 留意事項

本事業による捕獲分だけではなく、他事業による捕獲が行われている場合には、確認方法を統一するなど、事業間で同一の捕獲個体が流用されないような仕組みとすること。

(別紙)

* 確認書類受付日	令和	年	月	日
** 支払確認月日	令和	年	月	日
所 属	氏 名			確認欄

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属・氏 名
記載例) 〇〇 〇〇	イノシシ	銃	雄	成獣	1	R〇.〇.〇	〇〇市〇〇	現地確認 尾・回収	—	〇〇市役所 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	シカ	くくり わな	雌	成獣	1	R〇.〇.〇	〇〇市〇〇	搬入確認	食肉	〇〇処理加 工施設 〇〇 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	イノシシ	箱わな	雌	幼獣	3	R〇.〇.〇	〇〇市〇〇	搬入確認	焼却	〇〇処理加 工施設 〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	イノシシ	銃	雄	成獣	2	R〇.〇.〇	〇〇市〇〇	書類確認	—	〇〇市役所 〇〇 〇〇

* 確認書類受付日は、確認書の提出を受けた日とする。

** 支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。

3：「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又はGPSデータ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を記した地図を添付する。

4：「捕獲方法」は、銃又はわな（箱わな、くくりわな、その他のいずれか）を記載すること。

5：「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法（「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」）を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。

6：「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類（食肉等に利用する上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）は「焼却」）を記載する。

7：書類確認の場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。

8：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付する。

9：「雌雄区分」は、シカ及びイノシシの場合に記載すること。